

孫承宗と明朝檔案

荷 見 守 義

はじめに

一三六八年に朱元璋によって建国された明朝は、漢民族の王朝としては最後の中華王朝である。滅亡は一六四四年、民衆反乱軍の李自成によって首都北京を急襲され、崇禎帝はなすすべもなく紫禁城の裏山である景山に登って縊れて死んだ。この時、首都警備の精鋭部隊はことごとく山海関に出軍していた。宮廷の高官は先を争って入城する李自成を迎えに出た。一大王朝の最期としては物哀しいものであった。崇禎帝は決して暗愚な皇帝ではなく、また安閑としていたわけでもなかったことを考えると、甚だ印象的な言い方になってしまいが、王朝の「生命力」が尽きていたと言わざるを得ない。明朝滅亡の要因は複合的であるが、王朝が総体として機能不全を起こしており、崇禎帝の打つ手打つ手が寧ろ政治的混迷を深めてしまった感は深い。本稿では明朝晩期の機能

不全の実態を探る試みとして、崇禎帝の治世を取り上げ、帝の信任厚かった孫承宗^①という人物についてみていくことで、崇禎年間の政治的混迷の一端を探ってみたい^②。なお、紙幅の都合で本稿では孫承宗（一五六三―一六三八）についての史料的問題にしぼることとする。ところで、明朝は初代の朱元璋、三代の永楽帝は別格として、総じて凡庸な皇帝が多い。清朝皇帝が粒ぞろいであることと比べると、その凡庸さが引き立つ。ただ、皇帝の出来不出来が王朝の命運に直結するのかと言えば、実はそうでもない。それは明朝が二七七年、清朝が後金国時代から数えて二九七年、清朝だけでは丁度二七七年と、王朝としての統治の長さにはほぼ同じであるから、皇帝の出来と王朝の統治期間の長さは一概に相関関係はないのである。明清時代は皇帝専制統治、皇帝独裁統治とも言われ、皇帝に国家統治の決定権が集中する体制になっていたが、実際には皇帝の手足となる官僚層が政策立案・実

施を担っており、官僚統治がスムーズに機能していれば取り敢えず王朝の維持に大過は生じなかつたのである。

これを明朝の統治で見て行くと、朱元璋はその統治において、「胡藍の獄」に代表されるような幾多の疑獄事件を扇動して、およそ帝権の維持に障害になりそうな要素は徹底的に排除し、政策実施部門である六部・国軍の駐屯単位である衛所を管轄する五軍都督府・地方統治の要である三司（布政使司・按察使司・都指揮使司）を皇帝に直結させ、皇帝が官僚や軍隊を直接的に掌握する皇帝専制統治体制を強化した。体制強化という面では、明朝皇帝の政治体制における決定権は大きくなつたであろう。しかし、この体制を機能させることの出来る皇帝は人並み外れて精力的かつ有能な皇帝の場合に限られる。そのような皇帝は、明朝では朱元璋と永楽帝ぐらいしか該当しないだろう。その朱元璋にしても永楽帝にしてもブレンとなる側近の意見は重視した。決して一人で何でも決められるというわけではない。それが凡庸なその他大勢の皇帝にとつては、後述するように内閣大学士や宦官といった側近が居なければ何も決められないということになつたであろう⁽³⁾。筆者はここに着目して、王朝の消長と官僚体制の消長を関連付けて見ていきたいと考えているのである。

このことを明朝晩期で見て行けば、前述のように崇禎帝は暗愚な皇帝ではなかつた。そして王朝の行く末に重大な危機感を有している、矢継ぎ早に改革の手を打って行つた。従つて、全く情勢を傍観していたわけではない。しかし、それでも王朝が失落していくことを食い止めることは出来なかつた。ここには王朝とは国家とはいかなるものなのか、逆に言えば社会とはいかなるものな

のかを解く重要な鍵が存在している。

それでは孫承宗はいかなる人物で、なぜ本稿でその人物を取り上げるのかに触れておきたい。孫承宗は字が稚繩、号は愷陽、北直隸保定府高陽県（現在の河北省保定市高陽県）出身の官僚で、生まれ年の一五六三年は当時の年号で嘉靖四三年であるので、明朝の建国からおおよそ二百年が経過していた。嘉靖年間には西北方からモンゴル・アルタンハンの侵入、東南沿海部では嘉靖の大倭寇という「北虜南倭」の外憂が激しかった時期であつた。ただ、経済的には銀の流通による活発な商取引が展開された時期でもあり、外憂も実際のところ、交易の活発化と密接につながつていた、謂わば活気溢れる時期とも言い得よう。その後、正徳年間を挟んで万暦年間には王朝に豊かさの中でゆつくりと衰亡の影が射し始める。黄仁宇『万暦十五年 一五八七「文明」の悲劇』（稲畑耕一郎ほか訳、東方書店、一九八九年）は、すでに万暦年間には官僚制を含む国家機構がゆつくり不具合を起こしつつあつた点を描いていて、印象深いものがある。それが万暦帝から三代後の崇禎帝の頃にはどうにも手に負えないものになつていた。孫承宗は万暦三二年（一六〇四）の進士である。しかも第一甲第二名であるので榜眼ということになる。その後、彼は翰林院編修、左春坊左諭徳等の官職を経て、天啓帝即位（一六二〇）により経筵講官を務めたほか、詹事府少詹事、礼部右侍郎等の官職を経た。天啓二年（一六二二）には兵部尚書兼東閣大学士に任じられ、自ら希望して薊遼の督師となつた。のち、少保・少傅・少師・太子太師・左柱国・建極殿大学士・中極殿大学士などの官職に任じられたが、魏忠賢ら宦官勢力によって排除されて、天啓五年（一六二五）に

一旦は官界から退いて郷里に戻った。崇禎二年（一六二九）、己巳の変に際して、孫承宗は皇帝の思し召しで大学士に復官し、地方に出て通州に鎮守した。そののち、一転して薊遼督師に再任され、山海関に出鎮した。同四年（一六三二）、凌河大敗の責任で罷免されて郷里に戻った。同十一年（一六三八）、清軍が突如として北京周辺を襲撃した時に、高陽県も包囲・攻撃され、孫承宗は一族を率いて防衛に努めたものの、県城の落城によって亡くなった。卒年は七六歳であった。

万暦年間、万暦の三大征の一つである、豊臣秀吉による朝鮮出兵に対して明軍が朝鮮半島に出軍した「万暦朝鮮の役」（一五九二～一五九八、日本でいう文祿・慶長の役、韓国でいう壬辰・丁酉倭乱）では、明軍は長期にわたって朝鮮に出軍・駐留した。この間、遼東辺外ではヌルハチが部族間でばらばらであったジュシエン（女直）の統一を加速し、一六一六年（天命元年）、大金（後金のこと）の建国を宣言し、万暦四七年（後金の天命四年、一六一九）のサルフの戦では、明朝・朝鮮連合軍の圧倒的大軍を各個撃破し、満洲に対する明朝の軍事的優位は消失した。天啓元年（天命六年、一六二二）、後金軍は遼東鎮⁴の瀋陽・遼陽（遼東都指揮使司の所在地）という遼河の東側（遼東河東）の主要拠点を相次いで陥落させ、同二年（天命七年、一六二二）、ついに遼河を渡河して遼東河西に侵攻した。遼東河西の中心地は広寧である。広寧は遼東経略・遼東巡撫・遼東総兵官等の拠点であり、遼東鎮全体に睨みを利かせる場所であった。ところが遼東巡撫の王化貞と遼東経略の熊廷弼とともに山海関に退避してしまつた。このことによって、明朝東北辺の防衛拠点である遼東鎮の主要拠点は全

て陥落するか、放棄されることになり、明軍がかるうじて踏みとどまつたのは山海関の外側の一部地域のみとなつた。その後も後金軍は西進を続け、ヌルハチ没後はホンタイジが跡を継いで大清と国号を定めると大清の軍隊は山海関を避けて西回りのルートで長城を突破して北京周辺に侵入するようになった。さらには明朝の藩属国である朝鮮王朝（李氏朝鮮）への侵入を繰り返すようになる。天啓七年（天聰元年、一六二七）の丁卯胡乱、崇禎九年（崇徳元年、一六三六）の丙子胡乱であり、同十年（崇徳二年、一六三七）、朝鮮国王は三田渡で清朝への従属を誓わされた。孫承宗は内閣大学士でありながら、二度にわたって遼東・山海関の最前線に赴き、防衛戦の指揮を執つた。なぜ、天啓帝・崇禎帝は孫承宗を前線に派遣することになったのかという疑問に答える前段階として、本稿では孫承宗に関わる史料について検討してみたい。

一、孫承宗についての史料

孫承宗の史料については最近、まとまつた史料集が刊行された。李紅権編輯録 点校『孫承宗集』上中下（明季遼事文集叢刊）で、学苑出版社から二〇一四年に刊行された。書名からすると、孫承宗の文集に点校を施したかのような印象を与えるが、そうではない。本書は上中下の三冊に分かれ、全四四巻に分巻されており、各巻の内容とその出典を本書の前言に基づいて見てみると、

卷一～二十 五言古詩～尺牘 … 『高陽集』

卷二一 閱関前奏疏 … 『明実録』・『高陽集』卷十四

卷二二 閱関奏稿第一	… 閱関奏稿
卷二三 閱関奏稿第二	… 閱関奏稿
卷二四～三九 前督師奏疏	… 督師奏疏
卷四十 後督師奏疏	… 後督師紀略
卷四一～四四 車營百八叩・車營百八説	… 車營叩答合編

となっており、まずは孫承宗の文集である『高陽集』が出典となっている。『高陽集』は孫承宗の没後にまとめられたもので、主要な版本として、

国家図書館所蔵順治刻本

北京大学図書館所蔵順治刻本（孫文正公全集）

中国科学院図書館所蔵嘉慶十二年重刊本（高陽先生全集）

中国科学院図書館所蔵清初刻嘉慶補修本

乾坤正氣集本（道光二八年刻印）

の五種が比較検討されている⁽⁵⁾。

卷二一は『高陽集』と『明熹宗実録』から奏疏が集録されている。

卷二二と二三の閱関奏疏は二巻本で明末の刻本であり、孫承宗が天啓二年に山海関を巡視した時の二ヶ月分の奏疏を集めたもので、現在、河南省図書館に所蔵されている。卷二四から三九の督師奏疏は十六巻本で、天啓二年八月十四日から同五年（一六二五）十一月九日までの奏疏で、版本は北京図書館所蔵明末刻本と国家図書館所蔵清抄本及び民国抄本がある。卷四十の後督師紀略は鹿善継の纂輯した国家図書館所蔵抄本であるが単行本ではないといふ。孫承宗の奏疏については閱関と前督師の部分の保存状態は比

較的良好いけれど、閱関以前と後督師の部分についてはまとまったものがなくて、各種の史籍を調べて集めたとしている。さらに、卷四十以降の車營叩答合編については、道光年間の叩と関制の合刻の二巻本が北京大学図書館所蔵、光緒五年（一八七九）の百八叩一卷本が謙徳堂蔵版として畿輔叢書に、同治八年の関制・叩・答・説合刊本が車營叩答合編四巻本として高陽県師儉堂孫氏蔵版として、車營百八叩答説合編四巻本が国家図書館所蔵（光緒六年刊本）としてある。

つまり、『孫承宗集』上中下の三冊本とは孫承宗の手になる文章を、現存する高陽集だけでなく、散在する奏疏を可能な限り丹念に集めて点校を付した史料集であり、これまで目撃が叶わなかったものも含めて孫承宗の奏疏をまとめて見ることが出来るようになった点、極めて大きな前進と言わなければならない。ただ、前言にも触れているように、閱関以前と後督師の部分については手薄である点は可能ならく補って行きたいところである。そこで二〇〇一年に広西師範大学出版社から公刊された『中国明朝档案総匯』全一〇一冊を探していくと、『中国明朝档案総匯』第十一冊一三七四の档案「大学士孫承宗、兵馬・器甲缺少もて、兵部に勅して燃眉を急済せんことを請う為めの事の奏本」崇禎四年十一月初五日と、同第十二冊一二の档案「大学士孫承宗凌城出圍等の事の為めの奏本」崇禎四年十一月十五日を見ることが出来る。この二編の档案は『孫承宗集』には収録されているのだろうか。そこで奏疏の編目を見ていくと、

卷二一 閱関前奏疏（天啓二年）

灾変陳言疏

覆黔省総兵張彦芳飛掲告急疏

請宥戚臣王昺疏 京師購捕奸細多有枉累疏

擬禦虜安邊疏 覆折衷防禦疏

擬緩舉三殿及朝門工程疏 覆梁之棟疏

敬陳目前切要疏 覆袁崇煥欲調取廣西狼兵疏

極修祖宗法度疏 游士任募兵淮上疏

覆戶科給事中陳胤叢札給事中汪慶百條陳

誤事之臣不可不問疏 覆呂邦耀條陳廟算疏

覆駙馬王昺等募兵招練疏 薦用盧安世疏

覆薊州遵化兵備道高捷恢復要策疏 亟當整頓各邊疏

卷二二 閱閱奏稿第一(天啓二年)

請親詣闕門揭 機大難料疏

誤恩方不敢承疏 急安遼人疏

辭免殊常恩命疏 乞恤災民疏

以守修戰疏

卷二三 閱閱奏稿第二(天啓二年)

乞慎明恩疏 乞辭免恩賚疏

三鎮分轄自定疏 將原賜玉帶蟒衣恭進內府疏

懇乞辭免疏 条次諸協兵務疏

樞臣當急疏 恭謝天恩疏

恭謝天恩疏 錄呈同行代擬之辭疏

卷二四 前督師奏疏第一(天啓二年)

恭請身親督理闕城兵務疏 軍需甚急疏

闕城有當用之人及必不容己之費疏 恭謝天恩疏

懇乞早發見在兵將疏 嚴核將領疏

整頓閱務疏 調推大將疏

衝刃需人為急閱兵遽撤未當疏 調營將疏

懇乞罷免疏庸疏 慶賀萬壽疏

慶賀皇女誕生疏 懇乞特擇實用之材疏

卷二五 前督師奏疏第二(天啓二年)

慶賀冬至令節疏 留督臣疏

請發統來大炮疏 恭謝天恩疏 賜貂皮

量調西兵疏 恭謝天恩疏 賜食

更調大將疏 慶賀元旦令節疏

請給恩命疏 懇乞罷免疏

酌定闕城當用之人疏

卷二六 前督師奏疏第三(天啓二、三年)

條議要急工程疏 辭玉牒加恩疏

部署大將疏 部署將領疏

缺官疏 缺官疏

榆闕一無所恃疏 辭免隆恩疏

量為使過疏 恭謝天恩疏

卷二七 前督師奏疏第四(天啓三年)

乞慎使命疏 懇乞回籍調理疏

謹報酌賞之數疏 兵政當嚴疏

闕外二百里情形疏 歲終類報功次疏

懇乞回籍疏

卷二八 前督師奏疏第五(天啓三年)

迎餉至急疏 催餉疏

論遼東三御史疏 闕城缺餉疏

懇乞急發餉銀疏 瀝忱辭免疏

淫潦害成疏 再瀝愚忱辭免疏

乞發月餉疏 調募日增疏

軍士囂噪疏

卷二九 前督師奏疏第六(天啓三年)

布置閩內諸鎮軍事疏 恭慰聖懷疏 生子

辭免明恩疏 閩外三百里情形疏

沿海情形疏

卷三〇 前督師奏疏第七(天啓三年)

任事得人病臣当去疏 防款事宜疏

懇乞俯准辭免疏 処分失事官兵疏

慶賀第二子生疏 再懇辭免疏

慶賀冬至節疏 糧料缺乏已極疏

恭謝天恩疏 賜銀幣花紅 登撫未可遽裁疏

慶賀万寿疏 詳酌督撫事宜疏

乞辭免疏 葡昌春防兵馬疏

慶賀郊祀禮成疏

卷三一 前督師奏疏第八(天啓三、四年)

恭謝天恩疏 辺計不宜異動疏

慶賀元旦疏 酌量衝辺被論諸臣去留疏

辭免恩叙疏 軍需甚急疏

再明督撫事宜疏 懇乞蚤定僉謀疏

卷三二 前督師奏疏第九(天啓四年)

海外捷音疏 恭問聖体万安疏

乞賜罷免疏 懇乞罷免疏

任事之臣当念疏 再懇放免疏

乞發帑金疏 舉賢自代疏

慎推督撫疏 論東夷假道西虜疏

申飭辺防疏 懇恩放免疏

乞察民心疏 与各衙門協力奮力疏

卷三三 前督師奏疏第十(天啓四年)

乞回籍調理疏 概叙非宜疏

恭尉聖懷疏 条叙各鎮文武大吏疏

乞防大臣倚附中官疏 叙錄部幕諸臣疏

恭謝天恩疏 叙錄餉司部臣疏

兌寺馬疏 叙錄各鎮兵備官員疏

懇恩罷免疏 叙錄有司官員疏

再省失期軍需疏

卷三四 前督師奏疏第十一(天啓四年)

優叙閩外勞臣疏 懇恩放免疏

叙列將官疏 請使出関疏

明叙防之愚衷疏 恭謝天恩疏

叙錄閩外死事之臣疏 軍務条次停妥而後敢行疏

乞遠纍臣疏 兵当早計疏

卷三五 前督師奏疏第十二(天啓四、五年)

辺事与旧臣相妨疏 請放帰疏

衆口紛囂有害辺事疏 辭陵工恩叙疏

慶賀疏 冬至 再辭陵工恩叙疏

慶賀万寿節疏 病極乞骸疏

乞回朝恭賀万寿疏 皇上躬臨太学疏

- 乞賜罷免疏
- 病苦已極疏
- 懇恩允放疏
- 慶賀萬壽聖節疏
- 閔内外情形疏
- 簡鎮協疏
- 懇辭殊常恩命疏
- 奏謝恩命疏
- 慶賀元旦令節疏
- 議守遼東疏
- 乞代題以全余生疏
- 進繳疏
- 速補目前缺乏疏
- 恢復大略疏
- 恭報衛臣督造事竣疏
- 恭謝天恩疏
- 人臣任官自程材力疏
- 馭夷之法疏
- 乞免隆恩疏
- 務守遼東疏
- 斥逐諸臣失平疏
- 仰于嚴切疏
- 慶賀皇子彌月令辰疏
- 請放婦疏
- 乞罷斥疏
- 卷四〇 後督師奏疏
- 卷三六 前督師奏疏第十三(天啓五年)
- 恢復河東先後緩急疏
- 恭謝天恩疏
- 再汰官兵疏
- 劉興治事疏
- 慶賀夏令節疏
- 備陳衰病疏
- 乞休疏
- 三殿大工伊始疏
- 乞嚴失事之罪疏
- 開門視事疏
- 五月無餉堪憂疏
- 天下兵政定于中枢疏
- 調袁崇煥兵疏
- 條次東西邊政疏
- 乞發邊餉疏
- 議守蓋州疏
- 通城事宜疏
- 薦傅宗龍疏
- 乞速支餉罷病兵疏
- 乞骸疏
- 請勅關防疏
- 補立遼東前鋒疏
- 急汰多費庸臣疏
- 衰病乞骸疏
- 請調馬兵隨行疏
- 撫鎮相左疏
- 簡汰官兵以清糧餉疏
- 形神俱銷疏
- 急擇大將疏(『崇禎實錄』卷二、崇禎二年春正月丁巳の条)
- 請寬遼將疏
- 處置降夷疏
- 卷三七 前督師奏疏第十四(天啓五年)
- 復命疏
- 定衆疑疏
- 撫臣參龍養虎疏
- 卷三八 前督師奏疏第十五(天啓五年)
- 總括軍需收支大數疏
- 抵關到任疏
- 遼東築城疏
- 卷三九 前督師奏疏第十六(天啓五年)
- 任用劉詔・馬世龍疏
- 調發兵馬疏
- 大凌當復疏
- 酌量東西兵勢疏
- 邊工屢旨酌議疏
- 乞賜裁決疏
- 速定鎮道之去疏
- 樞臣調度各鎮援兵疏
- 嚴為防守疏
- 乞辭免罷斥疏
- 論馬世龍功過疏
- 議調東江兵馬疏
- 應援機宜疏
- 慶賀皇子誕生疏
- 恭謝天恩疏
- 東江事宜疏
- 當急援大凌疏
- 為茅元儀贖杖疏
- 兵潰乞罷疏

東西合力疏 救凌方略疏

善後事宜疏 經備總督不宜并設疏

善後緊急事宜疏 遼事大略疏

恢復四城疏 薊遼事宜十六款

絶款疏

であり、この中、卷二一から三九まではおおそ奏疏の中に日付が出て来るので日時の特定が可能である。一方、卷四〇は基本的に日付がなく、いつのことは史料の突合せをしなければ分からない。ただ、卷四〇に当たる時期は崇禎二年から同四年までの間であるのでこの期間の奏疏でなければならぬ。なお、急擇大將疏は『崇禎実録』卷二、崇禎二年春正月丁巳の条を出典としているが、実は同年十二月甲寅の条の誤りで、かつ本奏疏の後半「遼東兵：」以下の部分のみしか見えない。また、上記、二編の档案もこの卷四〇に該当する奏疏はなく、それ以前のところにも見当たらない。従って、この二篇の档案は『孫承宗集』に未収録のものであり、このような事例はほかにもあるのではなからうかと思われる。この点、卷四〇収録の奏疏の分析を進めることで検討を深める必要性を感じる。

二、『中国明朝档案総匯』第十一冊一三七四の档案の検討

『中国明朝档案総匯』第十一冊一三七四の档案は「大学士孫承宗、兵馬・器甲缺少もて、兵部に勅して燃眉を急濟せんことを請う為めの事の奏本」⁽⁶⁾であり、「閣部奏すらく、該臣、関遼の經制を按ずるの縁繇」であると内容が示されている。その上で兵科給事

中から兵部に档案の写しが送られ、審議した日時が、

崇禎四(四は書込)年十一(十一は書込)月初六(初六は書込)

日抄送し、

旨を奉り、五日を期と為し、本(本は書込)月初九(初九は書込)日に応ず。

酌議(酌議は書込)

転を行う。

と示され、写しが兵科給事中から兵部に到着した日時が、

崇禎四年十一月初七(初七は書込)日到的。

と示されている。その上で兵科給事中の写しの中身が档案本体とそれへの崇禎帝の指示として次のように示される。

奏

兵部、兵科の抄出を呈するに、大学士臣孫承宗、謹しみて奏すらく、該臣、按関遼の經制を按ずるに、其の兵馬・器甲の額、原もと未だ辦完せざるに、しばしば陣失を経て、いよいよ缺少を加う。目今、新旧の撫臣、各おの已に奏討し兵部に至る。調發する所の兵雖だ未だ定まらず未だ来たらずも、器甲一人缺すれば、即ち一人虚為り。登州の五千の如きは応に有るべき器甲は未だ必ずしも全きならず、秦翼明の兵の如きは、是れ全て缺するに当たる。此れ俱に歩兵に係わり、需むる綿・盔甲は、酌すれば且に二千五百頂副を得んとす可し。此の兵、必ず之に訓ふれば、火砲・弓矢は乃お適用す可く、酌すれば滅虜砲一百余位・三眼槍一千桿・大弓五百張・大箭一万五千枝・刀五百把を得べし。長槍は或いは自有して至る

所なり。臣、令する所の四将官の姚汝科・張文善・黄虎・劉啓職は、遼兵を新募し、數已に千を逾え、且に約三千をもつて數と為らんとし、馬一千余匹、鉄綿・盔甲各一千五百頂副を得る可し。見(現)有の長槍六百桿・鏃斧七十三柄あり、仍お刀一千二百把・大弓一千張・大箭三万枝を得るも、此れ皆、該道の所備所報の者に係わらず。又た、寧前道陳新甲の報に拠らば、該道需むる所の三眼槍・鍬鍬芋物、只だ料価を得れば、本局弁ず可し木箭桿七万枝積有す。其の需むる所の紅夷砲は業に聖恩を蒙り九城に給発して俱備し、万姓歡呼して快と称す。此の外、尚お需むる大減虜砲數十位・鉛子十万斤、需むる所の建鉄は無処に買弁して応に三万斤・硝十五斤・礮五万斤を得たり。先に馬価・造盔甲銀一万二千五百五十五兩三錢四分二釐借りる有るも、未だ補はず。今需むる所の買鉄・買煤・買弓、造箭所の費は賫へず、応ずるに軍需を補完せるを以て馬価一万五千に、再び一万を得て、以て燃眉を救はん。新賞の一万に至りては、旧賞を補うに足らず。仍お其れ借りたる所庫銀一千二百三十六兩は、応に補還に当てるべし。関外の馬匹に至りては、正額原もと二万三千有奇を缺す。今、陣失の馬二千九百七十四匹、大凌馬四千有奇なり。目今有奇(以上四文字は衍字であろう)目今、即に尽して缺額を補う能はずして、見(現)缺の數は、新馬二千を除くの外、尚お且に六七千を需むべし。今、庫の貯え無く、馬兵丁銀四万有奇もて、計りて馬一千四百余を買うべく、急に当たりて買補を為さん。見(現)需の盔甲の數に及びて、旧撫丘禾嘉の請うの如し。該臣、前後五六年間、造弁を念う毎に、給発

し艱く易からざるを惟う。一旦の損失実に多く、為す所は再四低四して、未だ敢て具陳せず。第だ、戦守の急需は勢ひ在らず、伏して皇上、危辺の大計を軫念され、兵部に勅して酌裁せしめ、各該衙門に行はせ、燃眉を急濟されんことを乞ふ。臣下情として惶悚に勝ふべく、激切に命を待つに至りなり。此れが為に、具本を齎捧して以聞す。崇禎四年十一月初五日聖旨を奉るに、奏内の請う所、各衙門酌議して具覆せよ。兵部知道せよ。

とあり、内閣大学士の孫承宗が山海関と遼東の軍備状況について巡察を行い、兵員の増強にも増して、装備の不足を指摘しており、騎馬、鉄綿・盔甲のような装備品、刀・大弓・長槍・鏃斧・大箭のような刀剣や弓矢、減虜砲や紅夷砲のような大砲、三眼槍や礮・礮のような銃・弾薬、建鉄は鉄材であろうか、須く不足しており、その要因には資金不足が挙げられ、盛んに軍費を要求し続けている。その中、当時の明朝に取っては防衛の切り札になったポルトガル製の紅夷砲が皇帝の思し召しで九城に配備されたことを特筆している。山海関外の寧前と呼ばれる僅かに残された明朝側のエリアの防衛に、明朝は多大な軍費と各地からの応援の兵力を逐次投入していた。登州は山東登州府からの援兵であり、この当時、登州は孫承宗の督師としての指揮下にあった。そこでも装備不足があり、秦翼明の援軍に至っては殆ど装備がない状態であった。要するに軍費の増額と軍備の増強を、兵部から承諾を取りたいというわけである。なお、「救凌方略疏」には登州五千の兵と秦翼明の三千の援兵は登場するので、本档案と本奏疏とは共に大凌河

つまり寧遠城陥落直前の奏疏であることが分かる。

三、『中国明朝档案総匯』第十二冊―二の檔案の検討

『中国明朝档案総匯』第十二冊―二の檔案は「大学士孫承宗凌城出圍等の事の爲めの奏本」⁽⁷⁾であり、「閣部孫承宗奏すらく、凌城出圍の事情並びに何可綱を優卹するの縁繇」であると内容が示されている。その上で兵科給事中から兵部に檔案の写しが送られ、審議した日時が、

□？

崇禎四（四は書込）年十一（十一は書込）月十五（十五は書込）日抄送し、

旨を奉り、五日を期と爲し、本（本は書込）月十六（十六は書込）日に応ず。

咨を行い具奏す。（書込）

と示され、写しが兵科給事中から兵部に到着した日時が、崇禎四年十一月十六（十六は書込）日到来。

と示されている。その上で兵科給事中の写しの中身が檔案本体とそれへの崇禎帝の指示として次のように示される。

奏

兵部、兵科の抄出を呈するに、大学士臣孫承宗謹しみて奏すらく、該臣、本月初六日において、旗鼓官參將の岳維忠及び備禦の李成龍、錦州より来たるに抛りたるに、口ずから扱びたるに、凌河は三月に食が尽き、奴賊は叛人以て衆人を招降

せしめんとし、遂には帥を挟みて総兵「官」を降付せんと欲するに至る。何可綱、死を説かば、則ち死するは此の地に在り。一たび凌河を出ずれば、即ち賊營に抵たらざれば、亦た万世の罵名を受けんと。乱卒、遂に横撃してこれを食すに、祖大寿乃ち衆に説いて曰はく、我、大家の爲に出脱せん、と。遂に二十七人を率いて賊營に詣ず。四酋迎え入れ、結びて兄弟と爲し、大寿に裘・馬を予へんとするに、「祖」大寿、俱に計を以て却す。四酋、「祖」大寿の降るを邀え、錦州を得んと要む。「祖」大寿説へらく、我に与する衆將・家口は俱に各城に在りて、此の一峯当に嚙類を奈何とする無からんと。津酋説へらく、去きて安排するに任す。只だ先んじて錦州を下すを要む。「祖」大寿伴りて去らざるを説き、津酋、「祖」大寿の辞を見て、却つていよいよ放行を要む。時に被擄の総兵に付したる張弘（洪）謨旁らに在り、虎を縦ちて山に入らすと説う。津酋、遂に「張」弘（洪）謨に卮酒を予へ好く話せと云う。大寿説へらく、果して此れ帰る有れど去かざるが妥と爲し、いよいよ益して酒を喫し以て帰らざるを示す。津酋も又た説へらく去るが好い、と。「祖」大寿遂に説へらく、既に我去くが便なるは著かなり、子を以て質と爲し、遂に復た凌河に入らん、と。適たま十月二十九日、我が兵奇を用いて、直ちに津酋の老營に闖するに値い、一時、八營乱慌し、自ら相ひ攻打す。大寿是れ我が兵、營を劫したるを知り、遂に先の二十七人を帯て、賊に向ひて説へらく、此の時、我此れに乗じて出でれば、人必ず疑はず、と。賊遂に送出す。初一日亥時に於いて、歩行して錦州に入り、遂に塘報を發し

て、説へらく乱に乗じて囲みを出ず、と。以て賊の耳目を安んず。又た、二日、却つて原来の史明顕を遣はして、賊営に入りて説へらく、祖総兵、錦州に到るも、閣撫の疑猜を蒙る。説へらく、なんぞ只だ一人のみ出でたるか、將に総兵「官」防を厳しくせんとす。今、將に凌河の兵將、刀箭の傷痕を用つて、再び幾くかの將官・幾多の兵衆放ち這辺に到るべし。纔かに事を做し好し、と。四酋、悔意有り、「史」明顕を遣わし歸して説へらく、只だ早く做すを要す。我が糧草少なくし、と、而して見る所の六人、劉天祿・祖可法・張存仁・祖澤洪・韓大勲・祖澤潤は、已に剃頭す、而れども余の見えざる者は、已に死したと料られる。「祖」大寿は初五日に於いて、乃ち具疏するに実情を以て上聞す。今、錦州に在りて城守を料理し、誓つて旧撫と同一に死守せん。臣仍お曉諭して天慈を以て援凌を篤念し、天恩仍お明旨を抄すれば、兵智るに感動を以てするを厭わず。「祖」大寿、此の時、只だ一意に戦守し、賊来たらば便ち殺し、便ち是れ真正の用智なり、と。臣も又た旧撫丘禾嘉に勧めて一城に同居すれば、須く安危有らば、与共するの意なり。撫臣、臣に書を貽りて云へらく、総鎮は此の番、深く奴酋の手段悉し、其の設備するは至らざる所無し。「丘」禾嘉行きて手を藉し以て主上に報ずるに、但だ一時の安を偷むに非ざるのみなり。過慮無きを幸とす、と。大寿も亦た云へらく、本職、子侄を捨て、而して就ち出囲を計るは、情として已むを得ず、惟だ一腔の愚忠有りて、以て聖主に報いんがのみなり。目今、奴賊、必ず甘休回巢を肯んぜず。我に在りてはまさに万分死守して当るべし。若し堅壁清

野のせば、賊必ず久しきは難し。臣念へらく、「祖」大寿死守すること三月、百苦、嘗て將卒の挾を以て、而して百計以て脱するに倍し、其の守官は而して死するも、何可綱の大義・精忠、日星に耀きを為すに如かず。其の陷穽罟獲の中よりし、豺虎蛟鯨の手を脱するに至り、賊耽る所の欲得は、能く語言を以て隨応して出だすを以て、此れ或いは黙護潜訶する有らん。「祖」大寿を令て終に封疆の大計を為さん。今、既に忠を以て智と為し、後、或いは能く智を以て忠と為す。独り是れ衆兵衆將、挾帥を以て降り、帥は計を以て脱し、而して死する者は死するに及ぶなり。降る者は仍お大凌に在りて其の行動を待ち、或いは帰える者有らば、而して大寿万死より一生を得。亦た既に真心に封疆の大計を為す。旧撫「丘」禾嘉も又た能く誠を開き旧嫌を釈し、患難の中において、此の時、撫鎮同心すれば、則ち今日の守は堅かるべし。而して後日の備えは嚴といふべし。目今、狡賊は已に撤し、高橋の賊も仍お大凌に帰らん。蓋し高橋に屯して以て断たん。「祖」大寿の錦州の信、数日応ぜざるに及ぶ。乃お撤して以て帰るか、而して情形叵測なら、但し大寿は他に無からるべきに似るなり。臣、前疏もて此の時を言えり。豈に敢て必ず大寿の心、但だ其の情事此くの如きに拠る。病により具陳を備へ、仰ぎて聖鑒に祈む。臣下の情として惶悚に任るべく、激切に命を待つる至りなり。此れが為に、具本もて專差官呉文相齎捧して以聞す。崇禎四年十一月十五日、聖旨を奉るに、奏を覽たるに、祖大寿は奇を設け自ら振り、丘禾嘉と僂力して功を図るの忠智、嘉すべし。卿こもごも相い勸勉して具悉す。

朕は推誠倚藉の意、知道す。撫鎮、共に封疆を事とし、何の嫌疑有らん。益ます広徳の心を著し、共に殊績を建て、奴賊の狂逞して暫遯するを論ぜず、俱に厳しく飭愆して戦守を實籌するの策を要め、玩弛を得るなかれ。何可綱の忠貞、難を蒙るは深く悲憫すべし。兵部、卹を優議するにより具奏せよ。

とあり、孫承宗失脚の最大要因になった大凌河（寧遠城）の落城をめぐって、清軍から降伏を勧められた鎮守遼東総兵官の祖大寿は降伏に抵抗する副將の何可綱を殺害するに至るが、ここでは乱卒に殺されたことになっている。これらの報告は錦州から孫承宗のもとに報告に来た旗鼓官參將岳維忠及び備禦李成龍の報告に依拠している。つまりは、寧遠城から清軍の陣営に赴いた祖大寿は、清側の意を受けて錦州城に赴き、その乗っ取りに荷担しているように見せて、ここでは清側を騙しているのは祖大寿自身ということになっており、錦州城に移った祖大寿の意向が強く反映されているとも見ることが出来る。

おわりに

本論では新出の『孫承宗集』に未収録の明朝档案二篇の検討を通じ、本集がまだ未完成の史料集であることを指摘したに留まらず、内閣大学士が前線に貼り付いて防衛の指揮を執らなければならぬ事態とは何かということの問題を提起して来た。内閣制度は永楽帝の時に旧建文政権の若手エリート官僚を引き抜いて大学士の身分を与え、ブレン集団であるインナーサークルの一員として政策立案と案文に従事させたことによる。永楽政権後、内閣

大学士の官界における重みは増していった、官界のトップリーダーが就任するようになる。大学士となった者が戦線に赴くなどとは、おおよそ考えられない驚天動地の事態であり、このような事例は管見の限り、孫承宗に止まる。彼が帯びた督師という肩書がいかなる意味のあるものなのか、紙幅の関係で続稿で検討していきたい。

ところで、件の二篇の明朝档案であるが、この二篇は崇禎四年十一月のものであり、時期的に大遼河陥落当時の上奏である。大局的には孫承宗は大凌河での大敗の責任を取って、盛んに上奏を繰り返して自らの罷免を求めてそれが認められた時期のものである。つまり、そのように辞任を哀願している一方で、前線からの情報をまとめて問題点を抽出して、頻繁に上奏をしていた一面が浮かび上がって来る。本稿では孫承宗の伝記記事を分析する余裕は無かったが、サラッととした書き方の伝記の記述と実際の報告の間に齟齬はないのか、詳細な分析が求められていることを指摘しておきたい。

註

(1) 孫承宗の伝記については『孫承宗集』の附録一に『罪惟録』列伝巻九、「孫承宗伝」、『石匱書後集』巻八、「孫承宗列伝」、『明史』巻二百五十、「孫承宗伝」、『東林列伝』巻八、「孫承宗伝」、同巻四一、「高陽孫氏闔門忠孝記」、『列朝詩集小伝』丁集十一、「少師孫文正公承宗」、『牧齋初學集』巻四七、「特進光祿大夫左柱國少師兼太子太師兵部尚書中樞殿大學士孫公行狀」、『夏峰先生集』巻九、「督師閣部太傅孫文正公墓志銘」、雍正『高陽原志』巻六、「光祿大夫左柱國少師兼太子太師吏兵兩部尚書中樞殿大學士贈太傅諡文正孫公墓表略」、『望溪先生文集』巻九、「高陽孫文正逸事」、『望溪集』巻四、「書孫文正伝後」、『筆記小説大観』「孫愷陽先生殉城論」、同治『清苑原志』巻十六、「孫文正公愷陽先生像贊」が上がっているほか、『孫文正公年譜』

がある。また、孫承宗についての研究としては、劉伯涵「袁崇煥与孫承宗」『學術月刊』卷八期、一九八五年
陳作榮「天啓間孫承宗督遼業績述略」『東北師大學報（哲學社会科学版）』一九八八年三期

姜守鵬「孫承宗抗清事略」『吉林大學社会科学學報』一九八八年三期

余三樂「明末党争中的孫承宗」『史學集刊』一九八九年二期

姜守鵬「熊廷弼、孫承宗、袁崇煥遼遼研究」『東北師大學報（哲學社会科学學版）』一九九二年四期

を参照した。

(2) 崇禎年間の政治体制については拙論「明朝檔案を通じて見た明末中朝辺界」『人文研究要（中央大學人文科学研究所）』七七、二〇一三年がある。

(3) 明代の内閣制度と宦官の政治進出については、新論を拙著『山川リレット三八 永樂帝 第二の明朝創設者』（山川出版社、二〇一六年）にて展開している。

(4) 明代遼東鎮の研究については拙著『明代遼東と朝鮮』（汲古書院、二〇一四年）において挙げた諸論文を参照した。

(5) 孫承宗に関わる文集の国内での所蔵（叢書所収・影印を除く）は、『高陽集』の場合、順治十二年刊の十九卷本（卷十九缺）が東洋文庫に、順治十一年序刊の集詩十卷・文十卷本が東京都立中央図書館に、嘉慶十二年序の集詩十卷・文十卷本が東京大学東洋文化研究所に、順治十二年序嘉慶十二年刊詩集十卷・文十卷本が東京大学総合図書館にあるほかは、『二十五忠詩』一卷、『車営叩答合編』四卷、『車営百八叩答説合編』四卷が確認できる程度である。

(6) 『中国明朝檔案総匯』第十一冊一三七四 大学士孫承宗為兵馬器甲缺少請勅兵部急濟燃眉事奏本の原文は、

「閣部奏該臣按閱遼遼經制緣絲

崇禎四年十一月初六日抄送奉

旨五日為期應本月初九日

酌議

崇禎四年十一月初七日到

轉行

奏

兵部呈于

兵科抄出、大学士臣孫承宗謹奏、該臣按閱遼遼經制、其兵馬・器甲之額、

原未弁完、屢經陣失、愈加缺少。目今、新旧撫臣、各已奏討至于兵部。所調發之兵、雖未定未來、而器甲一人缺、即一人為虛。如登州之五千、應有器甲、而未必全。如秦翼明之兵、当是全缺。此俱係步兵。需綿・盔甲、酌可且得二千五百頂副。此兵必訓之、火炮・弓矢、乃可適用、酌可得滅虜砲一百余位・三眼槍一千桿・大弓五百張・大箭一万五千枝・刀五百把。長槍或所自有至。臣所令四將官、姚汝科・張文善・黃虎・劉啓職、

新募遼兵、數已逾千、且約三千為數。可得馬一千余匹、鉄綿・盔甲各一千五百頂副。見有長槍六百桿、鑄斧七十三柄、仍得刀一千二百把・大弓一千張・大箭三萬枝、此皆不係該道所備所報者。又拋寧前道陳新甲報、該道所需三眼槍・鉄鉞・芋物、只得料備、本局可弁。積有木箭桿七萬枝。其所需紅夷砲、業蒙聖恩、給發九城俱備、百姓歡呼、称快。此外、尚需大滅虜砲數十位・鉛子十萬斤、所需建鉄、無処買弁、應得三萬斤・硝十萬斤・磺五萬斤。先有借馬備造盔甲銀一万二千五百五十五兩三錢四分二釐、未補。今所需買鉄・買煤・買弓、造箭所費不貲、應以軍需補完、馬

一萬五千、再得一萬、以救燃眉。至新賞一萬、不足補旧賞、仍其借所庫銀一千二百三十六兩、應當補還。至關外馬匹、正額原缺二萬三千有奇。今陣失馬二千九百七十四匹、大凌馬四千有奇。（目今有奇）目今即不能尽補缺額、而見缺之數、除新馬二千外、尚且需六七千。今庫貯無、馬兵丁銀四萬有奇、計可買馬一千四百余、當急為買補。及見需盔甲之數、当如旧撫丘禾嘉所請。該臣前後五六年間、每念造弁、惟艱給發不易、一旦損失矣多、所為、再四低四、未敢具陳。第戰守急需、勢在必不可缺、不敢不昧死以請。伏乞皇上軫念危迫大計、勅兵部酌裁、行各該衙門、急濟燃眉。

臣下、情可勝惶悚、激切待命之至。為此、具本齎捧、以聞。崇禎四年十一月初五日 奉聖旨、奏內所請、各衙門酌議、具覆。兵部知道。」とある。

なお、明朝檔案検索においては岩淵慎編『中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編 中国明朝檔案総匯 総目録』二〇〇三年のお世話になった。

(7) 『中国明朝檔案総匯』第十二冊一 大学士孫承宗為凌城出困等事奏本の原文は、

「閣部孫承宗奏凌城出困事情并優卹何可綱緣絲

查

崇禎四年十一月十五日抄送奉

旨五日為期應本月十六日

咨行具奏

崇禎四年十一月十六日到

奏

兵部呈于

兵科抄出、大学士臣孫承宗謹奏、該臣于本月初六日、拋旗鼓官參將岳維忠及備禦李成龍從錦州來、口扱凌河三月食尽、奴賊以叛人招降衆人、遂至挾帥欲降付總兵。何可綱說死、則死在于此地。一出凌河、即不抵賊營、亦受万世罵名。乱卒遂橫擊而食之、祖大寿乃詔衆曰、我為大家出脫。遂率二十七人詣賊營。四酋迎入、結為兄弟、予大寿裘馬、大寿俱以計却。四酋邀大寿降、要得錦州。大寿說、我与衆將・家口、俱在各城、此一峯、当無瞧類奈何。津酋說、任去安排、只要先下錦州。大寿佯說不去、津酋見大寿辭、却愈要放行。時被擄付總兵張弘謨在旁、說縱虎入山。津酋遂予弘謨卮酒云好話。大寿說、果有此婦、不去為妾、愈益喫酒、以示不婦。津酋又說、去好。大寿遂說、既著我去使、以子為質、遂復入凌河。適值十月二十九日、我兵用奇、直闖津酋老營、一時八營乱慌、自相攻打。大寿知是我兵劫營、遂帶先二十七人、向賊說、此時我乘此出、人必不疑。賊遂送出。於初一日亥時、步行入錦州、遂發塘報、說乘乱出圍、以安賊耳目。又、二日、却遣原來史明顯、入賊營說、祖總兵到錦州、蒙閣撫疑猜、說、如何只一人出將總兵嚴防。今可將凌河兵將用刀箭傷痕、再放幾將官・幾多兵衆到這邊、纔好做事。四酋有悔意。遣明顯婦說、只要早做、我糧草少、而所見六人劉天祿・祖可法・張存仁・祖沢洪・韓大勳・祖沢潤、已剃頭、而余不見者、料已死。大寿於初五日、乃具疏以实情上聞、今在錦州、料理城守、誓同旧撫死守。臣仍曉諭以天慈篤念、援凌、天恩仍抄明旨、兵不厭智以感動。大寿此時只一意戰守、賊來便殺、便是真正用智。臣又勸旧撫丘禾嘉同居一城、須有安危、与共之意。撫臣貽臣書云、總鎮此番深悉奴酋手段其設備者、無所不至。禾嘉行藉手以報主上、非但一時偷安而已也、幸無過慮。大寿亦云、本職捨子侄、而就計出圍、情不得已、惟有一腔愚忠、以報聖主。目今、奴賊、必不肯甘休回巢。在我当万分死守。若堅壁清野、賊必難入。臣念大寿死守三月、百苦倍、嘗以將卒之挾、而百計以脫、其守官而死、不如何可綱之大義・精忠、日星為耀。至其從陷奔罟獲之中、脱豺虎蛟鯨之手、以賊所就欲得者能以語言隨應而出。此或有默護潛詞。令大寿終為封疆大計。今既以忠為智、後或能以智為忠。独是衆兵衆將挾帥以降、及帥以計脫而死者死矣。降者仍在大凌待其行動、或有婦者、而大寿從万死得一生、亦既真心為封疆大計。旧撫禾嘉又能開誠积旧嫌於患難之中。此時、撫鎮同心、則今日之守可堅、而後日之備可嚴。

目今、狡賊已撤、高橋之賊仍婦大凌、蓋屯高橋以斷。大寿錦州之信、及數日不応、乃撤以婦而情形叵測、但大寿似可無他也。臣前疏言此時。豈敢必大寿之心、但挾其情事如此。從病備具陳、仰祈聖鑒。臣下情可任、惶悚激切待命之至。為此、具本專差官吳文相齎捧以聞。崇禎四年十一月十五日、奉聖旨、覽奏祖大寿設奇自振、与丘禾嘉僂力圖功、忠智可嘉。卿交相勸勉具悉。朕推誠倚藉之意、知道了。撫鎮共事封疆、有何嫌疑。著益広徳心、共建殊績。不論奴賊狂逞暫遜、俱要嚴飭防戩籌戰守之策、毋得玩弛。何可綱忠貞蒙難、深可悲憫。兵部從優議卹具奏。」とある。

【謝辭】 本稿に関連して、二〇一六年五月二日に開催された科研費補助金 基盤研究(A)「近代移行期の港市と内陸後背地の関係に見る自然・世界・社会観の変容」(代表：弘末雅士、JSPS 科研費 JP2624035) 研究会における研究報告「明代中国の辺境統治をめぐって」(大学士孫承宗督師を中心とする)の議論を反映させている。また、科研費補助金 基盤研究(C)「明代中国における審判・軍功評価事例の集積による辺境統治御様態の解明」(代表：荷見守義、JSPS 科研費 JP26370816) の成果の一部である。記して感謝申し上げます。

兵部呈
兵科抄出大學士孫承宗謹奏為臣等查得
之制原不難定惟其難定者則在於甲之
五千應有器甲內未必全備其因之兵當是
全數此係係其兵部
臣等查得二千五百兩制此兵以制之火
甲之五千可通用的可得
臣等查得二千五百兩制此兵以制之火
甲之五千可通用的可得
臣等查得二千五百兩制此兵以制之火
甲之五千可通用的可得

崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日

崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日
崇禎四年十一月初六日

图① 『中国明朝档案总汇』第十一册 — 三七四 大学士孫承宗為兵馬器甲缺少請勅兵部急濟燃眉事奏本

大學士孫承宗為凌城出圍等事奏本

臣竊維臣等處凌河邊陲十月二十九日我女酋哥五圍守老營一營人營孔讓自相攻打大寺知是教去劫營遂帶見二十七人向賊說此時我東此出人必不能賊遂出於初一日亥時步行入錦州遂發槍報說求亂出圍以安賊耳目又二日却道原來之明題入賊管說祖總兵到錦州家關擬疑猶說如何只一人出得德是嚴防今可得交河兵傳用刀剪傷痕再攻幾時官差多長來到這邊繞好手四圍有賊意道明題厚說只要早做我無事少而所見女人到天祿祖可法張存仁祖泮法韓天魁祖泮潤已列頭而餘不見者科已死大寺於初五日乃具疏以實情上聞今在錦州料理城守張言同舊撫死守目仍晚論以天益急念援援又見仍抄明言去不嚴知以賊動大寺此時以志賊守賊來便殺便是真正用智又勸蕭繼立來嘉同若一城須有要危與共之意繼日語言王總鎮此番死奴前手既其設備者無所不至不嘉行藉手以報主上非但一時偷安而已也幸無過慮大寺亦至本職惟子位而能計出圍情不得已雖有一腔愚忠以報聖主自今故賊少不肯休回巢在我當萬分死守若堅壁清野賊必推大寺死守三月百音保軍以時卒之說

崇禎四年十一月十五日抄送奉

李

兵部呈于

兵科抄出 奉旨孫承宗題 奏後于本月初六日據按察使官卷將兵船及德勝王戎在從錦州未日報凌河三月全軍被賊殺入陷降矣大寺王獲帥欲降付與共何可謂說死到死地一出凌河即不救賊管亦受言言各亂卒遂獲擊而食之被大寺乃拒賊而逃台大出既逃至下八路賊營西面更始馬兄弟手入身表馬大寺供以計部四圍起大身降受歸州大寺說我與來待口供來全賊一不守無與顧奈何厚言說住五城只受下錫州大身伴說不守厚自見大清科帥愈早放行毋得攔撈我安張州總兵步說賊入山俾商逆少以謀他圖王如諸人言說果百發不中台女愈益安面以示不絕陣面又託言大寺遂說此等飛書便以

大學士孫承宗為凌城出圍等事奏本

臣竊維臣等處凌河邊陲十月二十九日我女酋哥五圍守老營一營人營孔讓自相攻打大寺知是教去劫營遂帶見二十七人向賊說此時我東此出人必不能賊遂出於初一日亥時步行入錦州遂發槍報說求亂出圍以安賊耳目又二日却道原來之明題入賊管說祖總兵到錦州家關擬疑猶說如何只一人出得德是嚴防今可得交河兵傳用刀剪傷痕再攻幾時官差多長來到這邊繞好手四圍有賊意道明題厚說只要早做我無事少而所見女人到天祿祖可法張存仁祖泮法韓天魁祖泮潤已列頭而餘不見者科已死大寺於初五日乃具疏以實情上聞今在錦州料理城守張言同舊撫死守目仍晚論以天益急念援援又見仍抄明言去不嚴知以賊動大寺此時以志賊守賊來便殺便是真正用智又勸蕭繼立來嘉同若一城須有要危與共之意繼日語言王總鎮此番死奴前手既其設備者無所不至不嘉行藉手以報主上非但一時偷安而已也幸無過慮大寺亦至本職惟子位而能計出圍情不得已雖有一腔愚忠以報聖主自今故賊少不肯休回巢在我當萬分死守若堅壁清野賊必推大寺死守三月百音保軍以時卒之說

崇禎四年十一月十五日

聖旨覽奏祖大寺說奇自振興並未嘉傑力圖功忠智可嘉卿充相勸勉具志願推誠倚藉之意知道了撫鎮共事封疆有何嫌疑著差廣德心共是殊緒不論奴賊狂逞暫避俱要嚴飭防務官

而百計以脫其守官而死不知何可謂之大義精忠日星之耀益其從陷守若獲之中脫窮虎蛟鯨之手以賊所能欲得者能以語言隨處而出此或有默護潛詞令大寺終身封疆大計今既以忠為智後或能以智為忠獨是表表兵表將扶帥以降及帥以計脫而死者死矣降者仍在凌河待其行動或有降者而大寺從焉死得一生亦既真心為封疆大計蓄撫禾嘉又能聞識釋首據於忠惟之中此時撫鎮同心則今日之守可堅而後日之備可嚴目今狡賊已撤高橋之賊仍歸大境蓋也高橋以斷大寺錦州之信及數日不獲乃撤以厚而情形巨測但大寺似可無他也且前既言此時豈敢必大寺之心但據其情事如此從前德具陳仰祈聖目下情可任惶悚激切待 命之至為此具本等差官吳文相齊捧以

圖② 『中国明朝档案總匯』第十二冊 一 二 大學士孫承宗為凌城出圍等事奏本